第１６回たつの市農業委員会総会（３月定例会）議事録

令和 7 年 3 月 26 日（水）午前 10 時から第 16 回たつの市農業委員会総会（3 月定例会）を新館 3 階 301・302 会議室において招集した。

出席委員１８名

1	三村　誠	2	~~酒井　幸男~~	3	森下　長幸	4	松本　有史
5	福田　敏和	6	河井　由一	7	石田　政行	8	八木　正邦
9	松田　泰政	10	井上　昇造	11	水田　達實	12	田淵　大勝
13	岩田きん子	14	井上　親志	15	瀧口　節子	16	真殿　利晴
17	苗村　武大	18	猪澤　敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者　3 名

局 長	大野　泰弘	主　幹	井上　吾郎	副主幹	近藤　由香

１　開　　会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第 16 回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 18 名でありますので､農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

なお、2 番酒井委員からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・利用目的の変更届について

・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について

・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び賃貸借権設定の届出について

・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定の届出受理の取消について
・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

３　会議宣告
○議長（猪澤敏一委員）
　これより会議に入ります。
　日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。
　たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、13 番岩田きん子委員、14 番井上親志委員にお願いします。
（「はい」）との声）

　次に、日程第 2「議案第 91 号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。
　それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）
「議案第 91 号　非農地証明願の承認について」
　農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 2 件出ておりますのでご説明いたします。

　1 件目の願い出地は、揖西町[redacted]、[redacted]及び[redacted]の登記地目・畑、現況は宅地、合計面積は 1,170 ㎡でございます。願い出人は、[redacted]、平成 5 年より牛舎として使用していたが、平成 23 年に一部解体撤去後、農機具倉庫として現在も使用しており、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。
　20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

　2 件目の願い出地は、新宮町[redacted]の登記地目・畑、現況は山林、面積は 932 ㎡でございます。願い出人は、[redacted]

[redacted]、20 年以上前から耕作しておらず山林化しているため、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、平成 16 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、山林であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認め、「議案第 91 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 92 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。
なお、2 件目の番号 930 及び 3 件目の番号 931 については、私、猪澤に関する事項を含んでおります。
農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されておりますので、先にこれ以外の案件を審議することといたします。
それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）
「議案第 92 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」
3 条売買の案件が 4 件出ておりますが、2 件目の番号 930 及び 3 件目の 931 を除いて、先にご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町[redacted]及び[redacted]の畑及び田で、合計面積は 894 ㎡、譲受人は[redacted]

[redacted]、譲渡人は[redacted]　[redacted]、譲渡人は高齢かつ仕事の関係で耕作管理が困難なため、地域で農業をしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4件目の申請地は、神岡町[redacted]の田で、面積は375㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は高齢で後継者がおらず耕作管理が困難ため、譲渡人が[redacted]に所有する農地の隣接地を耕作している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、[redacted]にて耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第92号」は、番号930及び番号931を除き、原案のとおり承認することに決しました。

次に 2 件目の番号 930 及び 3 件目の番号 931 についてですが、私、猪澤に関する事項を含んでおりますので、退席いたします。

この議案に関する議事進行は、八木職務代理者へお願いします。

（猪澤委員　退席）

○議長（八木正邦委員）

会長が退席の間、議長を務めさせていただきます。

それでは 2 件目の番号 930 及び 3 件目の番号 931 について、事務局に議案を朗読させ説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

2 件目の申請地は、揖西町[redacted]の田で、面積は 3,251 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は、[redacted]、譲渡人は高齢で耕作管理が困難なため、地域で農業をしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。また、譲受人は、農地所有適格法人としての申請であり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、揖西町[redacted]田で、面積は 940 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は、[redacted]、譲渡人は高齢で耕作管理が困難なため、地域で農業をしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。また、譲受人は、農地所有適格法人としての申請であり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。
事務局からの説明は以上でございます。

○議長（八木正邦委員）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認め、番号930及び番号931は、原案のとおり承認することに決しました。

ここで議長を交代します。
（猪澤委員　入室）

次に、日程第4「議案第93号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び地上権設定に対する意見について」を議題といたします。
それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）
「議案第93号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び地上権設定に対する意見について」
5条地上権設定の案件が1件出ておりますので、ご説明いたします。

申請地は、揖西町[redacted]の田で、面積は1,179㎡、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連たんしている第3種農地（3－（3））に該当すると判断します。
申請人は、借受人が[redacted]

[redacted]、貸出人は[redacted]　[redacted]、転用目的は、貸出人の土地に地上権を設定し、売電のための太陽光発電設備を設置するものでございます

土地の造成期間は許可後から 20 日間、施設の建設期間は造成完了後の作業開始から 40 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で、必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 93 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 5「議案第 94 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 94 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 2 件でておりますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、新宮町[redacted]、[redacted]及び[redacted]の畑で、合計面積は2,331㎡、農地区分は公共施設等から至近距離（概ね300m）の第3種農地（3－（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、スケートボード練習場を整備するものでございます。

事業区域の総面積は5,780㎡でございますが、うち農地転用にかかる面積は、3筆で合計2,331㎡でございます。なお、今回の申請地の周辺の土地11筆については、山林化していたことから非農地証明願いの提出を受け令和5年10月定例会において承認をしており、その後、今回の譲受人が売買により取得しております。

また、譲受人は、[redacted]において、生花、園芸植物等の販売等を主体とした事業を行っておりますが、昨年の7月に、新たにスケートボードに関するスクールの運営及び選手の育成等を事業目的としていることを、会社の履歴事項全部証明書にて確認しております。

土地の造成期間は許可後から6か月、施設の建設期間は造成完了後から6か月となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の残高証明書で、必要な資金が準備できていることを確認しました。

法定外公共物改築許可申請等、他の法令による手続きは申請中でありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

また、不特定多数の方が利用することから、[redacted]自治会の総会等で事業説明を行い、農会や地元耕作者と協議を重ね、同意を得ていることを確認しております。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は1,411㎡、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね500m以内）かつ農地（等）の集団規模10h未満の第2種農地（2－（3））に

該当すると判断します。
申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。
土地の造成期間は許可日から120日間、施設の建築期間は造成後から240日間となっております。
必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響についてですが、隣接農地2名のうち1名から同意を得られていないため疎明書にて提出がありました。理由につきましては地権者が単身者で入院先が不明なため、特定記録郵便等を送付したものの連絡が取れない状況であるとのことです。譲受人は、自治会同意を得ており、隣接農地には影響のないよう設置・運用し、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認め、「議案第94号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第6「議案第95号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 95 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」

5 条所有権移転・贈与の案件が 1 件出ておりますので、ご説明いたします。

申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は 635 ㎡、農地区分は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地（3－(1)）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、譲受人が営んでいる運送業の車両置き場として露天駐車場にするものでございます

土地の造成期間は許可後から 120 日以内となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で、必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地地権者の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 95 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第7「議案第96号　農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第96号　農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による利用権設定で、今回設定する筆数は739筆、設定面積は904,339.08㎡でございます。

各筆の明細は別紙に添付しておりますとおりで、すべての案件で農地の効率利用、農作業への常時従事等、同法の規定する各要件を満たしています。

なお、今回の利用権の設定については、農業経営基盤強化促進法の改正にともなう経過措置が令和7年3月31日で終了することから、令和7年5月31日で利用権設定の期限が終了する方が契約を更新する場合、契約の始期が7月1日からとなるため、6月1日から6月30日までの1か月間空白が生じることになります。そのため、対象者の方に事前に案内のうえ、早めの更新を希望された方については、経過措置終了前の令和7年3月31日を公告日として、利用権設定を行い、公告日から効力が発生するものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第96号」は原案のとおり決定することに決しました。

次に、日程第8「議案第97号　農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）
「議案第 97 号　農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で賃借権等を設定する場合、中間管理機構から県知事へ認可申請をすることとなっております。今回は、耕作者の変更にかかる認可申請にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市から意見を求められているものでございます。

なお、農地利用集積等促進計画により賃借権の設定をするのは、個人で 3 名、合計設定面積は 6,064 ㎡でございます。

賃借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 97 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第 9「議案第 98 号　市民農園整備促進法に基づく市民農園の廃止の認定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）
「議案第 98 号　市民農園整備促進法に基づく市民農園の廃止の認定について」

市民農園整備促進法第 7 条第 5 項の規定に基づき、市民農園の廃止の認定を行うにあたり、市民農園整備運営計画書（廃止）に対し、市から意見を求められているものでございます。

廃止に至った経緯ですが、[redacted]自治会ふれあい農園は、揖西町[redacted]及び[redacted]において、平成 28 年 4 月 1 日に 1 区画 58.8 ㎡とする全 16 区画と、農具倉庫及び休憩施設を整備し開園いたしました。これまで、管理運営は[redacted]自治会において行ってきましたが、役員の高齢化と後継者不足により、管理運営を続けることが困難となったことから、今回の廃止に至ったものでございます。

廃止後の当該農地の取り扱いについてですが、すでに農具倉庫及び休憩施設は撤去し、農地として原状復旧するとのことで、現在、地権者と耕作者において水稲等の作付けの検討をしているとのことでございます。

今後の手続きの流れにつきましては、今回の農業委員会の意見を踏まえ、県と同意協議を行い、「計画の変更（廃止）」の認定となります。また、「区域の変更」を同様に行う必要があるため、来月の農業委員会定例会で「区域の変更」について意見照会があり、その結果を踏まえて、県との同意協議を行い公表することで、廃止にかかる一連の手続きが完了するとのことでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 98 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4　閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告　午前１０時３０分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和７年３月２６日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（13番 岩田きん子委員）

議事録署名委員
（14番 井上親志委員）